令和2年度 65歳超雇用推進助成金のご案内

65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止、希 望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導 入、のいずれかの措置を実施する事業主の皆様を助 成します

主な支給要件

- 労働協約又は就業規則で定めている定年年齢等を、 平成28年10月19日以降、最も高い年齢に引上げること
- ・定年の引上げ等の実施に対して、専門家へ委託費等 の経費の支出があること。また、改正後の就業規則を 労働基準監督署へ届け出ること
- ・1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保 険被保険者が1人以上いること
- 高年齢者雇用推進者の選任及び高年齢者雇用管理 に関する措置を1つ以上実施していること

支給額

・定年の引上げ等の措置の内容、60歳以上の対象被 保険者数、定年等の引上げ年数に応じて5万円から 160万円

(ただし1事業主あたり(企業単位)1回限り)

高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

高年齢者の雇用管理制度を整備するための措置(高 年齢者雇用管理整備措置)を実施した事業主の皆様を 助成します

措置(注1)の内容

- ①高年齢者の能力開発、能力評価、賃金体系、労働時 間等の雇用管理制度の見直しもしくは導入
- ②法定の健康診断以外の健康管理制度(人間ドックま たは生活習慣病予防検診)の導入
- (注1)措置は、55歳以上の高年齢者を対象として労働 協約または就業規則に規定し、1人以上の支給対象被 保険者に実施・適用することが必要

支給額

支給対象経費(注2)の60%(75%)、ただし中小企業事業 主以外は45%(60%)

(注2)措置の実施に必要な専門家への委託費、コンサ ルタントとの相談経費、措置の実施に伴い必要となる 機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費 (経費の額に関わらず、初回の申請に限り50万円の費 用を要したものとみなします)

{ 《》内は生産性要件を満たした場合 }

高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契 約労働者を無期雇用労働者に転換した 事業主の皆様を助成します

申請の流れ

- ①無期雇用転換制度を整備
- ②高年齢者雇用推進者の選任及び高 年齢者雇用管理に関する措置を1つ以 上実施
- ③転換計画の作成、機構への計画申
- ④転換の実施後6ヶ月分の賃金を支給
- ⑤機構への支給申請

支給額

- 対象労働者1人につき48万円(中小企 業以外は38万円)
- 生産性要件を満たす場合には対象労 働者1人につき60万円(中小企業事業 主以外は48万円)

者雇用支援機構 岡山支部 高齢・障害者業務課

(TEL:086-241-0166)

独立行政法人高齢・障害・求職『助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、そ の3年度前に比べて6%以上伸びていること(生産性要件の算定対 象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていない こと)』が生産性要件を満たしている場合となります

営業利益+人件費+減価償却+動産・不動産賃借料+租税公課 生産性= 雇用保険被保険者数

■お問合せや申請は、都道府県支部高齢・障害者業務課までお願いします。詳しくはホームページ(http://www.jeed.or.jp)をご覧ください